

鳥取県経済成長戦略会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県経済成長戦略会議（以下「成長戦略会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 成長戦略会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は、県内経済の成長のための取組に関する事項とする。

(組織)

第3条 成長戦略会議を構成する委員の人数は、別途定める。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、別途定める。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 成長戦略会議は、商工労働部長が招集する。

- 2 成長戦略会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務処理)

第6条 成長戦略会議の事務局は、商工政策課に置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。